

令和6年1月31日
＜問い合わせ先＞
住宅局建築指導課
住宅局参事官（建築企画担当）付
代表 03-5253-8111

通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーターの構造及びエスカレーターの勾配に応じた踏段の定格速度を定める件等の一部を改正する告示案に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和5年11月17日（金）から12月16日（土）までの期間において、通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーターの構造及びエスカレーターの勾配に応じた踏段の定格速度を定める件等の一部を改正する告示案に関する意見募集を行いました。寄せられたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

皆様のご協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーターの構造及びエスカレーターの勾配に応じた踏段の定格速度を定める件等の一部を改正する告示案に関する意見募集に寄せられたご意見等と国土交通省の考え方

※6の個人・団体から合計15件のご意見等をいただきました。

※とりまとめの都合上、内容を適宜要約しています。

※本改正と直接の関係がないため掲載しなかったご意見等についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

パブリックコメントにおける主なご意見等	国土交通省の考え方
改正対象条項を明確にすべき。	平成12年建設省告示第1417号第1第3号及び第4号～第9号（新設）、第2第1号及び第2号、平成12年建設省告示第1424号第1号～第3号並びに平成20年国土交通省告示第283号別表第5です。
本告示の施行日以降、改正後の基準を満たしていない既設エスカレーターが既存不適格となるか。	本告示の施行の際、改正前の基準に適合している既設エスカレーターが改正後の基準に適合しないこととなった場合、建築基準法（以下「法」という。）第3条第2項に規定する既存不適格となります。なお、既存不適格となったエレベーターについては、原則として新たな規定は適用しないこととしています。
施行日以前に確認済証が交付され、施行日以降に完了検査を受ける場合、完了検査の際に改正後の基準を満たしていないものは法不適合になるか。	施行日より前に着工している場合は既存不適格となりますが、施行日後に着工した場合は法律に適合していないこととなります。
基準値が見直されることで、適法だったものが既存不適格となるおそれがある。	今回の改正は、近年のエスカレーターの挟まれ事故への対応として、実機試験等の結果を踏まえ、「挟まれが発生するすき間寸法範囲」及び「乗降時に手指が誘導柵等に接触しない寸法」等を見直すものです。ご理解をお願いします。

<p>既存不適格のエスカレーターにおいて増築等を行った場合、既存遡及されないか明確にすべき。</p>	<p>増改築部分に既存不適格のエスカレーターが含まれる場合は、増改築時点の基準に適合させる必要があります。ただし、法第 86 条の 7 第 3 項の規定により、既存不適格のエスカレーター以外の部分を増築等する場合には、不適合の規定は遡及適用されません。</p>
<p>誘導柵や転落防止柵等の仕様や設置基準は法令で規定されていないが、「すき間」についてのみ規定するのか。</p>	<p>貴見のとおりです。なお、本告示は、近年のエスカレーターの挟まれ事故への対応として、「挟まれが発生するすき間寸法範囲」「乗降時に手指が誘導柵等に接触しない寸法」等を見直すものでございます。</p>
<p>改正案は、誘導柵や転落防止柵等が設置された場合の基準であるため、「設けられた場合の基準」とすべき。</p>	<p>本告示においては、誘導柵等を設ける場合の基準を定めています。</p>
<p>法第 87 条の 4 に基づく別願申請を行う際には、誘導柵の審査は、エスカレーターの確認申請で行うのか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
<p>ハンドレールから 50cm 以内に柱や壁が存在すると利用者が衝突して転落する大事故に繋がる恐れがあることから、安全対策として、柱等に垂直ポールを設置することを規定するよう検討すべき</p>	<p>ご意見も踏まえつつ、今後の検討課題とさせていただきます。</p>
<p>今回の改正に伴い、経過措置等は示されるのか。</p>	<p>今回の改正は令和 6 年 4 月 1 日に施行予定であり、施行後の本告示の適用について経過措置等は設けておりません。公布から施行までの期間に十分に周知を行ってまいります。</p>

ハンドレール下面と侵入防止用仕切板及び登り防止用仕切板とのすき間は25mm以上とすることとされているが、すき間の上限は示さなくてよいのか。

エスカレーター利用時にハンドレールにつかまっている方が手指を挟まれることがないように、ハンドレール下面と侵入防止用仕切板及び登り防止用仕切板とのすき間を25mm以上とすることを規定しています。上限については、挟まれ防止等に影響がないと判断したことから、規定しておりません。